

おるのでございますが、それならばお尋ねしなければならぬことは、最高裁判所、その他法務省、労働省、厚生省等々から三十二年度に予算として要求せられましたものが、総計しますと十一億八千三百九十五万六千円になります。ところが、これを大蔵大臣は査定して、四億二千五百五十万千円に切つてしまつておる。その予算の内容は、総理府においても、また厚生省においても、労働省においても、検察庁においても、法務省においても、最高裁判所におきましても、要するにこの法律の今日の段階、つまり完全な全条実施への経過的な措置といたしまして、保護更生を中心とした経費に大体限定されおるのであります。準備的な経費もありますけれども、これをざつと三分の一に切つてしまつたというところに、今の大臣のこの法律を守らんとする見解と根本的に相反するものがあるのではないかと思うのです。個々にについての御説明は別に伺いますが、何ゆえにこんな大幅な切り方をなされたのであるか。このような大幅な切り方をいたしましたことは、熟意のないこととを証明するというふうにも一般にいわれておるのであります。御承知の通りに、壳春対策審議会が内閣に設置されておりまするが、壳春対策審議会におきましては、三十二年度の予算要水の十一億八千三百余万円ですら、これをもつてはどうてい納得できない、こんな少額をもつては足りない、ということです、昨年の十二月十七日、会長菅原通済の名で、全会一致をもちまして、これは不十分、とうてい所期の目的を達成することは困難であるという理由のとともに、政府に再考を求めるという趣

旨の意見書を鷹山総理大臣に向つて出しておる。こういうような事情にもかかんがみまして、何ゆえにこんなに大きな切り方をせられたのでありますか、伺つておきたい。

○池田国務大臣 予算の要求は、各省とも非常に出るのでありまするが、いろいろな点を考えまして、初年度でござりますので、大体厚生省関係を中心としたしまして、各県に収容施設を一つづつ、こういうふうにいたしております。しかし、だんだん情勢を見まして、今後拡充していくことはもちろん考えております。なおこまかい点につきましては、事務当局から御説明いたします。

○森永政府委員 今年度の予算編成に際しまして、特に保護施設に重点を置いた次第であります。昨年も六千五百円の予算を計上いたしまして、八都道府県に婦人相談所を設置する、あるいは全都道府県に婦人相談員を配置するということで、六千五百万円を計上いたしたのであります。三十二年四月からは本格的にこの法律が実施せられるということをございまして、私もどもといたしましても、六千五百万円を厚生省所管におきましては三億七百万元に増加いたしました。婦人相談所を中心としたしまして、この三億七百五千元を全部道府県に設置いたしましたとともに、全都道府県ごとに少くとも一ヵ所婦人保護施設を整備するということをおきましたが、昨年もその目的のための会同の旅費等を計上いたしまして、遺憾なきを期した次第でございますが、来年度におきましても、それらの点につきま

では、一般的の旅費、事務費等をもつて十分まかない得ることと相なつておる次第でございまして、重点が、むしろただいま申し上げました保護施設に置かれましたことを御理解いただきたいと思います。

○吉田(賢)委員 これは失礼ですが、大臣もそれから主計局長も、壳春問題ということに対する認識が全く不足であります。そのような御見解で、言葉の上で法律を守り、あるいは相当な施設をするというようなことをおっしゃいましたも、それは国民が納得しませんし、法律の所期する目的を達することができません。この問題の重大性につきまして、ほんとうに考へてもらわにやならないであります。これは御承認かと思ひますけれども、政府が代表を派遣しました、昨年の十月の十七日からドイツのフランクフルト・アム・マインで、国連の諮問機関であります国際殯葬協会の大会といふものが行われたのであります。これは政府も代表を派遣して、日本が画期的な文化的法律を作つたときまで、副議長の席も与えられまして、絶讚を得たというような画期的な場面すらあつたのであります。一つ御披露しておきますが、この会場におきまして、非常に傾聴すべき一つの報告があつたのでござります。これは、いかに壳春問題が人道的にも重大であり、またいかに世界の文明国が大きな関心を持つておるかということにつきまして、実に大きな示唆を与えるものであります。ことに保護更生につきまして、最も重大な示唆があるものと思いますので、御披露しておきます。これは、イスのローザンヌの牧師でありまして、ガヤールとい

人であります。この人は、長年間児童春婦を集団的に処理する方法につきまして献身してきた人であります。漸進的に、人道的な角度から人権を尊重いたしまして、そして児童春婦の人間性を取り戻す、こういうようなことに特段の力を入れてきたのであります。三十数カ所の収容施設について、詳しい報告があつたのでありまするが、注目すべき一つの点は、児童春婦につきましては、政府並びにこういった施設を運営しておる人々の方から進んであたかいい手を差し伸べていく。いわば、適当にころがつてくればこれをある施設に入れるというのじゃなしに、おりていつてあたかいい手を差し伸べる、そして経済的にも、医療も職業もあらゆる方面から人間的な通常の感情を復活せしめるということの一つのねらいがあつたようであります。でありまするので、昼は、たとえばこの収容施設におきましては、洋裁その他のいろいろな仕事を与えます。デザイナーなどは、児童春婦ということを念頭に置きませんで、常人としての感情で接しております。しかし夜は、客をとることを黙認しておるのであります。しかし、こういうようなあなたか指導の仕方ですと行きますので、知らず知らずの間に通常の人間的な感情を復活するということになるそであります。これは、あなた方は御承知でないかもしれませんけれども、特殊な性格なり感情を持っておりますることも児童春婦の実情でありますので、こういうようなことをいたしまして、相当な高い成果を上げておるのであります。ことに、この大会におきまして議決した一つのことがございますが、これによります

と、参加国は、壳春防止のために行なつておる法律を一そく有効に実施せしむるために、壳春婦やらその家族やら各般の施設については、より多くのあらゆる資金を投入いたしまして、防止の実を上げねばならぬということを決議もしておるのであります。

もう一つ申し上げておきますが、日本が新しい立法をしたというので、しばしば今後の実施の実績について注意的な、希望的ないろいろな発言があつたということもわれわれ聞くのであります。こういうようなことでありますから、この保護更生の対策というものにつきましては、これはでき得るだけ多くの予算を投するというような心が持つておるのでなければ、とうてい所期の効果を上げ得ないと思います。

具体的に、二伺つてみたいと思ひますが、以上のよう世界的な大きな関心のもとに進行しようという今日の日本の壳春防止法でありますので、大臣がお述べになりました、あるいは局長がお述べになりましたよな程度の御認識、お考え方をもちましては、この保護更生施設といふものが全く不完全そのものに終るのじやないだらうか。言いかえますならば、来年には全面実施になつておりますので、全面実施になりますれば、申すまでもなく刑事処分が伴つて参ります。全国二十万の壳春婦を対象にし、十万といわれる業者も今日あるわけでありますので、これは大へんな結果になりますから、私はこういう角度から具体的にお聞きいたみなければならぬ。たとえば今厚生省の問題は、保護施設の予算に重点を置いていたというようなお説でございましてが、厚生省においては、婦人の保

護施設の設置の補助金といったしまして二億七千五百余万円の要求をしておるのに対しても、査定は九千八百余万円にとどまつておるのあります。これは、もちろん任意規定であります。法十八条の保護施設は、任意規定であります、これが重大なんです。この重大な保護施設といふものは、各方面において、今でも大阪、東京などにありますけれども、この保護施設にほんとうに資金を投じて受け入れ態勢を整えていくことをしなければならぬ。これは、十日や一ヶ月では完成しません。やはりこの四月から実施される法律でありますから、直ちにこの点に一つの大きな重点を置いてせねばならぬ。現に東京のごときは、二ヵ所施設をふやすことにして予定いたしまして、三十二年度予算を二千三百三十二万四千円を計上しておる。大阪も同様であります。その予算は、今手元ではわかりませんけれども、こういふうに都なり大阪が力を入れておるというときに、肝心の中になつてこれを大きく指揮指導していかなければならぬ政府におきまして、こんなに予算を切つてしまつて、こんなことは、私は意味がわからぬ。どうしてこういふうになさるのであらうか、これらの点につきましても、今簡単にお述べになつたごとくに、これはいかに売春問題の重大性に対する政府の認識が足りないかということの一つの現われではないかと思うのであります。なぜこんなに切らねばならないのか、お答えを願いたい。

○森永政府委員 婦人保護施設でござりますが、既設のものが十七ヵ所ございます。この既設のものと申しますのは、昭和二十一年十一月の次官会議の

決定によつて、その後行政的に措置されたものであります、七都道府県にわたりまして現に十七ヵ所あるわけであります。その点も考慮に入れまして、少くとも各都道府県ごとに一ヵ所ずつ婦人保護施設を設けたい、初年度でもございますので、とりあえずはそういうところからスタートするという考え方から、保護施設整備費補助金をいたしまして九千八百十九万八千円を計上いたした次第でございます。これは二分の一補助でございまして、事業費としたしましては、この倍の二億五千の事業費に当るわけでございまして、大きなものを五ヵ所、比較的小さなものを三十四ヵ所。合計三十九ヵ所を三十二年度中に新設いたすということで、この補助金を積算いたしましたが、ここでございます。なおこの施設の補助に伴いまして、運営費の補助につきましても四千五百三十九万四千円を別に計上いたしております。売春法の精神人保護施設を整備させるということでの、御了承をいただきたいと思いま

○吉田(賢)委員 三十九ヵ所を都道府県に一ヵ所ずつといふような形式的な問題もざることですけれども、現に、たとえば東京都におきましては現に三万一千五百余名が救えられております。赤線だけでも約五千名が数えられておるのであります。大阪でも一万一千二百余名、赤線だけが三千名と数字をえられておるのであります。こういうのでありますから、こういう集中して

おるところへもつと力を入れなければなりません。御承知であろうと思ひますけれども、最近いかがわしい旅館、あるいはしろうと屋等々、散娼が相当出でています。その点も考慮に入れまして、少くとも各都道府県に一ヵ所ずつ婦人保護施設を設けたい、初年度でもございますので、とりあえずはそういうところからスタートするという考え方から、保護施設整備費補助金をいたしまして九千八百十九万八千円を計上いたした次第でござります。これは二分の一補助でございまして、事業費としたしましては、この倍の二億五千の事業費に当るわけでございまして、大きなものを五ヵ所、比較的小さなものを三十四ヵ所。合計三十九ヵ所を三十二年度中に新設いたすということで、この補助金を積算いたしましたが、ここでございます。なおこの施設の補助に伴いまして、運営費の補助につきましては、ただいまお話をございましたように、少くとも一県一ヵ所とすることよりも、むしろもっと集約的に考えたらどうかというようなことも、私ども大いに議論をいたしましたが、しかし売春法の精神から考えて、やはり各府県に大なり小なりの数の売春婦がいるわけでござりますので、形式的に出したという御非難は甘受しなければなりませんが、やはり一県に最低一ヵ所ずつくらいは要るのではないかといふ議論でござります。赤線だけでも約五千名が数えられておるのであります。大阪でも一万一千二百余名、赤線だけが三千名と数字をえられておるのであります。こういう

おるところへもつと力を入れなければなりません。御承知であろうと思ひますけれども、最近いかがわしい旅館、あるいはしろうと屋等々、散娼が相当出でています。その点も考慮に入れまして、少くとも各都道府県に一ヵ所ずつ婦人保護施設を設けたい、初年度でもございますので、とりあえずはそういうところからスタートするという考え方から、保護施設整備費補助金をいたしまして九千八百十九万八千円を計上いたした次第でござります。これは二分の一補助でございまして、事業費としたしましては、この倍の二億五千の事業費に当るわけでございまして、大きなものを五ヵ所、比較的小さなものを三十四ヵ所。合計三十九ヵ所を三十二年度中に新設いたすということで、この補助金を積算いたしましたが、ここでございます。なおこの施設の補助に伴いまして、運営費の補助につきましては、ただいまお話をございましたように、少くとも一県一ヵ所とすることよりも、むしろもっと集約的に考えたらどうかといふ議論でござります。しかし売春法の精神から考えて、やはり各府県に大なり小なりの数の売春婦がいるわけでござりますので、形式的に出したという御非難は甘受しなければなりませんが、やはり一県に最低一ヵ所ずつくらいは要るのではないかといふ議論でござります。赤線だけでも約五千名が数えられておるのであります。大阪でも一万一千二百余名、赤線だけが三千名と数字をえられておるのであります。こういう

もわれわれは無批判に削つてしまつたと言わねばならぬ。今の主計局長のお言葉によれば、どこかお前の方に金が余れば、それでしろというのかもしれません。が、こういうことは全く無理であります。つまり法務省関係における売春対策費といふものは、一面においては、厚生省などの保護更生に関する各般の施設と相待ちまして、不幸検察庁の手に渡つたという人があつたならば、並行して、いずれも手落ちのないよう、転落を防止し、更生し得るような資料を作つていくというふうにして、通常の犯則とは別個に扱つていくという考え方で出发しなければならぬが、こういうものを全然顧慮しないといふことは、これまた刑事政策的に考えまして、政府の売春問題に対する認識がないと言わねばならぬ。これは一休なぜ削つたのですか。

ございまして、特に項目こそ特記した
しておりませんが、事務費、旅費等につきましては、従前よりも充実いたしておりますので、その中で重点的な仕事を実行していたたけるのじやないか、さように私どもいたしましては期待をいたしておる次第でござります。

あるいは被疑扱いに少年を扱うというのとは、違う角度から扱っていくこと、これが大事なんだと思いますので、これを抹殺するところは、やはり根本的に認識が足りないのではないか、こう思うのであります。この点は、どういうわけでこれを全部削つてしまつたのですか。

○森永政府委員 法務省のその要求に對しましても、私どもよく検討いたしましたのでござりますが、少年院、これは未成年の犯罪者を収容いたしておるわけですが、特に元春関係専門の少年院的な施設を作る必要があるかどうか、それらの点につきましては、いましばらくこの法律の施行の状況を見きわめてからでもおそらくはあるまい、さしあたりは、やはり何といつても婦人相談所であるとか、あるいは保護施設であるとか、そういう面の方があまり先行すべきものではあるまいか、さようなる考え方から、全体として元春関係の対策を重視をいたしたのでござりますが、重点を厚生省の予算に置いた、さような経緯に相なつております。

○吉田(賢)委員 大臣に向つておきますが、やはり厚生省、労働省の関係に重点を置いたという御趣旨はわかるのですけれども、厚生省、労働省の窓口だけでは問題は解決しないのであります。やはり相談所で人間を選別する、どういう事情で転落したか、あるいは御存じかどうか存しません。そこで選別しまして、その次にどうするか、これが大事なんだと思います。その次には、一時収容所があるわけです。あるいは

月も一年も収容するところがございます。これが保護施設であります。そこまで持つていておかなければだめですが、これは卒先して建物を作り、率先して人間を雇つただけではできない。やはりそこに一つの訓練が必要ますし、またいろいろな連絡関係が要りますし、また親との関係もあります。調査活動もしなければいけませんし等々、いろいろな準備をしなければいけませんので窓口を持つて、相談所だけで物事を処理していくところが問題です。たとえば、このリンゴは腐っている、このリンゴは腐っていないと区別して、腐ったものは捨ててしまいという問題ではございません。問題はそこにあるのです。ですから、相談所をほんとうに生かして活用される、次にはどうしても収容所、保護施設というものが活用されていかなければならぬ。そしてさらにその次に、区別され、選別されたものが、あるいは検察庁へ行くものが標準かもわかりませんが、そういうようになつたら、検察庁といえども、その次にその婦人をどうするか、これがやはり大事なことになつてきますので、それ相当の設備をしなければならぬであります。建物のりっぱなものを作れというのではありませんが、私は当初申しましたように、世扱い方というものは、亮春の経歴を持つた者は特別に扱つていくというのが、今日の常識であります。かるがゆえに、私は當初申しましたように、世界環視の中に日本はこの法律を実施せんとしているのでありますから、どうしてもこれはそういうふうに行き届いた方法をもちまして、更生施設の完璧

を期してもらわねばならぬのであります。そこで、この予算的裏づけが不十分でありますから、おそらくは車は完全に回らないのです。大臣に最後に伺つておきますが、こういうような事情になつておりますので、これは一片の単なるある施設を作るというだけでは解決しないのですから、大臣に伺いたいことは、第一、売春対策審議会もいろいろと慎重検討しまして、全会一致で、この更生施設等につきまして決議している事項もござります。行政措置について決議している事項もあります。あるいはまた、この法律の実施に伴いましては、いろいろな面からいろいろな要求も出でますが、大臣としましては、今いろいろな苦難から帰結いたしまして、できるだけ一つさらに御検討になりまして、あるいは補正予算をもつてこれを補充するとか、その実施の状況によつてといふ主計局長のお話もありますが、十分に御検討くださつて、この完璧を期すとともに十分分配意いたしたいと思います。なお将来におきましても、御趣旨の点を十分考慮いたしまして進んでいきたいと思います。

おきたいことは、由来あなたは、官僚業、庶民の生活について、特に認識が足らないのではないか、こういうような批判が行われております。しかし、あなたがかつて失言でその座を去られてからこの数年間に、再びこの権力の座に帰られて、いろいろと御答弁を伺っておりますと、かつてのそれとはやや一日の長があるかのごとく見受けられるのであります。これはまさに御同慶にたえません。そこで、私はこの際お伺いをいたしたいことは、特に金融政策のうち、なんんすぐ中小企業金融の問題を集中いたしまして、ここで当面しております二、三の問題について、特に池田大蔵大臣の経綸のほどを伺っておきました。過ぎた人に批判を浴びせるわけではありませんが、私どもの二ヵ年間一萬田大蔵行政と取り組んで参りました。過ぎた人に批判を浴びます。と申しますのは、われわれは、この二ヵ年間のそれらの諸問題を中心として、その応酬から受けた印象を中心しましておきたいと存するのであります。と申しますのは、われわれは、この二ヵ年間一萬田大蔵行政と取り組んで参りました。過ぎた人に批判を浴びせるわけではありませんが、私どもの二ヵ年間のそれらの諸問題を中心として、その応酬から受けた印象を中心しましておきたいと存するのであります。と申しますのは、われわれは、この二ヵ年間のそれらの諸問題を中心として、その応酬から受けた印象を中心しましておきたいと存するのであります。あなたは、かつて数年間大蔵大臣であられたのであって、そういう政治経験を豊富

は、とにかくこの二ヵ年間を取り戻す意味においても、税制はもとより、中小企業金融の問題について、池田さんが十分なる御健闘によつて、問題が問題になつて何ら解決されていなかつた、こういうふうに私たちを考えるわけであります。従いまして、どうか一つ、虚心に問題の事物をありのままに取り上げていただいて、必要な事柄はこれを整理する、なし得ることはあるべく断行する、こういうことで、われわれ与党、野党立場を異にいたしておりますが、しかし、正しておきますが、いかに主張については、一つ虚心に受け入れて、これを政府の方針として実施していただきたい。全国中小企業者のために、ますもって強くお願いをいたしておきます。

そこで、中小企業問題としてすみやかに解決されなければならぬ問題は何といつても資金量をどうしてふやすのか、そして金利をいかに低下せしめていくか、ここにあらうかと存するわけであります。商工中金のそれ、それから中小企業金融公庫、国民金融公庫、いずれも資金需要とその供給の実績はどういう比例を示しておるかと、面的に需給のバランスをはかつていかれるためには、何といつたって、とりあえず政府関係の金融機関の資金の増強をはかること以外にはなからうと存じます。さらにはまた、金融政策を通じて、一般金融機関が中小企業に金を流し得る措置を講じていただく、これにあらうと存ずるわけであります。そ

ここで、私はまず第一回に、資金量をふやすことのために、政府は、今回行財政措置を通じて一応の措置は講ぜられておりますが、これは昨年度の資金需要の総量よりなおはるかに足らないのです。この資金量を増強して、中小企業金融を緩和することのためには、この際池田大蔵大臣は、さらに何とか前進した御措置をとられなければならぬと考えるが、これについて予算措置を講ぜられておるが、ほかに何らかの行政措置によって効果をおさめられる、そういう事柄について、お考えになつておるところがあるかどうか、この問題についてまずお答えをいただきたいと思います。

協会の活動状況によつては、来年度また考慮する必要があると思います。また金利の問題につきましても、できるだけ財政投資を今後もいたしたい。また資金量の問題につきましても、これは政府のお金ばかりではなしに、将来、要すれば国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫につきまして特別の考慮をする必要があるんじやないか。ただ問題は、今の商工中金債券の発行状況から見まして、今すぐ他の機関にそういう制度を設けてうまくいくかどうかということにつきまして、まだ疑問がござりますので検討中ではございますが、これは将来的問題として残しておきたい、こう考へるわけでござります。

でありましたが、やはり財政資金でなければ、資金量の充足ができないので、これは不日金融債を発行せしめることは余儀ないであろう、そのことを考慮しておる、検討中である、こういう答弁がありまして、私どもも非常にそれを期待しております。今日に至つておるわけであります。私が申し上げたいことは、結局国民金融公庫は、申し込みに対して四分の一しか応諾ができない、さらにまた中小企業金融公庫しかりであります。こういう状態で百億や百五十億の資金を予算の面で、あるいは財政計画投融资の面で御考慮願つたところで、これはとてもとも全国の中小企業の要求を満たし得ない一方、中小企業金融は、先般本会議でもいささか資料を掲げて指摘したのでありますからこそ、こういう手形は激増いたしておりますわけであります。そつとして、中小企業金融ということは、國として必要なことは論を待らません。従いまして、私はこの際金融債を発行するというところへその方針をとれば、その金融債の消化の方法と、いうものは、その後の措置において適切な方途が幾らもあるうかと存ずるわけであります。正確な数字は、私もまだ調べてはおりませんけれども、今民間におきまする一年間の貸し出し総額をとれば、その金融債の償還額が七兆、あるいはもつともなるかと思ひます。その中で、この両公庫の金融債を発券することが法律で認められさえ

すれば、金融機関に協力を求める」と
によって、私は相当の消化は不可能で
はないと思う。現に金融機関に協力を
してずいぶん活用されておるのでありますから、この國が保証する金融債
を、そういう民間間にとにかく引き受け
ていただくということは、大臣がそ
の気になって懇請されれば——ある
いはそれでもなお満たし得ない場合
ならぬというようなことをやつていけ
ば、私は、金融債の消化というものは
の中において、行政措置、特には法律
措置で何%はこれを引き受けなければ
中小企業金融が必要であるということ
であるならば、そうして金融債を発行
して、商工中金が相当の資金量を充足
することに成功したということである
ならば、私はこの際英断をもつて踏み
切つていただいて、この両公庫に金融
債発行の機能を有させる、このことの
ために、これが大きな障害を来たすと
か、あるいは金融行政の根幹をゆあぶ
るというような大問題であれば、これ
はまた別途の検討が必要でありましょ
うけれども、現に行われておることで
あり、しかもそのことが必要にして欠
くべからざる需要があるとするなら
ば、池田大蔵大臣、大英断をもつてこ
の際一つそういう方向に進んでいただ
きたいと思います。幸いに今の御答弁
によると、必ずしも否定的ではなく
て、御検討が進められておるようであ
りますから、この国会においてこの問
題を措置される御意思はないかどうか
か。予算措置を必要としたしません。

○**池田國務大臣** 私は、一昨年資金委員会の問題、あるいは民間資金を財政の方で使い得る制度につきまして検討いたしたときに、民間の人に、あなたと同じような意見を申し述べたことがあります。そういう關係で、先ほどの答弁も、自分としてもそう考えておる、こう書つたのでござりますが、今直ちに両公庫に金融債を発行する制度を認めることがどうかという問題は、もう少し検討してみたいと思します。商工中金の金融債の発行につきましての状況を見ますと、必ずしもそう樂にいっていいような状況であります。そこに両公庫に新たに認めました、効果がどれだけあるかにつきまして、私は今かなり疑問を持つておるのであります。なお、先ほど申し上げましたように、今の制度ができるだけのことをやってみたい、こういう気持でござります。不十分ならば、お話をうなぎ点を、私は前から考えておるのをございます。いましばらく様子を見ながら決心いたしたいと思っております。

うしばらく情勢の推移をながめてみたまでも、あるいは、予算を伴わないで大きな政策効果は、おさまることなんだから、できるなあらば、今次国会においてこの問題の解決をはかってもらいたい、そうして全國の中小企業者、零細業者の要望にこたえてもらいたい、こういうことになりますから、私どもの方も早急にこれらの実態を調査いたしまして、後日重ねてこの問題について、もう一ぺん大臣とお話を交えたいと思つておりますので、こいねがわくは、御検討に相なつておるということありますから、少くとも向う十日間くらいに、これまで大臣の決意をお固めいただきますように、この問題は一つベンディングの問題として、後日に譲ることといたします。

うことではなくて、実質金利は少くとも八分台か八分五厘か九分程度まで下げるに下がなければ、一般市中金利と政策金融金利との間の開きということではあって、実質金利はなかなか解消しないと考えます。そういう点から考えますと、これは造船等の資金補給の前例もあることから、一般会計から何らかの利子補給の方法を講じていく、こういう大英斷をもつて臨むにあらざれば、資金コスト等の点から考えて、なかなか金利の低下をはかり得ないと考えるわけであります。私は、この際お伺いいたしたいことは、政策金融といふものについて、造船も国策として必要だが、中小企業の繁栄安定、これもまた国策としてあるが故にすべきものではない、だとするならば、やはり同じ政策目的を充実するため、この際造船利子補給の範例を踏襲するということも、別に行き過ぎたことではないと思います。従いまして、この際いろいろな方途もありますようが、金融債利率と資金運用率との差額を一般会計から補給していく、そんなどと豊かなものにしていくことを考えております。今金利を低下する、併せて中小企業の資金コストを安く下さるといつても、三厘や四厘の低下率では、実際的な効果は現われてこない、このであります。この際実質的な効果をおさめ得るような方途を講ずる意図はないかどうか、大臣から承わっておきたいと思います。

小企業金融公庫に対しての金融債の発行の問題につきまして検討する二つの根拠は、やはり兩公庫が金融債を出した場合においての金利の上昇ということを考えなければならないので検討しておると申し上げたのであります。せつかくお話をございましたので申し上げましたが、今私は、中小企業の金利低下のために、一般会計から金利の差額を補給するということにつきましては、どちらかといつたら否定的でござります。それよりも、今の資金運用部の金を重点的にそつちに持っていくとか、こういう工夫をして、それでもまかなえぬというときに考えるべき問題である、こう思っております。

○春日委員 それは資金量もふやせ、金利も安くしろ、二者同時にあわせ行えということでありまして、これはそういう必要性があり、かつ長い間の中小企業者の要望事項でありますので、一方をやれば一方がやれないというところではなく、御検討願えればなし得ることであり、しかも国際金利の水準から考えてみましても、やはり日本が政策金融を行なう場合には、一割以上になつておるということは、全く問題にならないことありますから、こういう問題について否定的ということではなくして、とにかくやればなし得ることであります。中小企業が全く金融で困つております、またいろいろなデータから考えれば、中小企業がわが国産業の利子補給がやれないということは、私ではないと思う。中小企業が全く金融面においての政策を充足することによってわが国産業の発展に資するというこ

とは、これはなきねばならぬことと考
えますから、これもさうに踏み切つて
御検討願いたいと存ずるわけであります。
それからもう一つ、時間の関係があ
りますので、一つだけに区切つてお伺
いをいたしたいと思います。現在国民
金融公庫は零細金融をほとんど扱い得な
い状態になつております。たとえば資
産状況が明確でないとか、あるいは償
還が怪しいとか、いろいろなことがあ
るわけであります。今回、信用補完制
度があの千億の出資によりましてさら
に強化もされて参りましようから、要
するに債権保全の道は別途講ぜられて
参るわけでありますから、そこで今まで
はほとんどどちら外に置かれておる零細
金融を、やはり両公庫もやり得る態勢
を確保していかねばならぬと考えるわ
けであります。でなければ、困つてお
る零細業者が、さらに一そうその困難
の度を加えるばかりであります。現在
の中小企業協同組合法は、御承知の通
り工業については三百人以下一人ま
で、商業については三十人以下これま
た一人まで 考えてみますと、三百
人も職工を使っておる大工場と、自分
で大八車を引いて仕入れ販売をしてい
る八百屋さんを、共通の利害、共通の
政策をもつて問題を解決することがで
きるとは考えられません。三十人も番
頭を持つておる大間屋も、自分でどう
ふを作つておる商店も、中小企業協同
組合法だけで処理されおるわけであ
ります。そして両公庫、商工中金もそ
れから中小企業金融公庫も、これを

括して対象としておる。そういうたしまして、融ペースでいろいろと選考審査を加えていくと、やはりそういうものにどんどん優先的に貸し出しをするという形になつて、いつしか資金量を食つてしまふ。従つて零細業者たちが申請したときには、めんどうくさいこともあるし、条件がうるわないということもある。うけれども、最終的には資金量がなきい。資金計画の中でそういうスペースがない、というようなことで、結局借りられないままに過ぎ去つてしまふというのが、現状ではないかと存ずるわけであります。私は、この際中小企業金融公庫と商工中金の総資金ワークの中で、零細企業者のための特別ワークを設けて、これは法律によるか、行政措置によるか、そのパーセンテージは三〇%がふさわしいか、二〇%がふさわしいか、これはさらに専門的な検討を願うこととしたしまして、とにかくその総資金量の一定ワクを零細業者のためのワクとして固定いたしまして、そうして相互に流通させるということを検討していく。政策融資でありますから、これは計画性がなければならぬ。申し込みを漫然と受けて、だれでも中小企業者ならば貸してもいいということになりますならば貸してもいいということがありますならば、大きいものが優先的に借りて、信用度の高いものがこの金を使つてしまつて、零細業者はいつしか取り残されてしまう。これは政策を借りて、均等せしむるために、さらにその政策の効果を弱きものに厚く及ぼすためには、両公庫の資金ワクの中にそぞういう計画性を持たせて、その資金量は零細業者のためにのみ用意される、

○池田國務大臣 なかなか実情を御存じの御議論でござりますが、私の考えいたしましては、今のごく零細の方には、国民金融公庫が出ていくのが道ではないか。これは信用金庫その他が代理業務をやっておりますので、そちらの方の資金量をふやしていくのが本筋ではないかと思います。何と申しましても、国民金融公庫の方は、相当皆さんに親しまれておりますし、それから中小企業金融公庫あるいは商工中金の方は、まだそこまで行っておりません。従つて、お話しのような点を考へないではございませんが、あの商工中金あるいは中小企業金融公庫にワクを置きましても、つながりがまだ十分でない。それならば、その分のものを国民金融公庫の方に流した方が実際に沿うのではないかと考えております。

○春日委員 それは、社会政策的な意味を持たしめる金融を、国民金融公庫に全的にその任務を負わしめていくということであれば、これは専業業者の数というものはまた圧倒的に多いのですから、その資金量を二倍あるいは三倍という場合にあなたの責任においてこれをやつしていくことなら、これは、あるいはその解決もつき得るかと考えますけれども、一方国民金融公庫の現状は、御承知の通り、一般的の比較的大きい中小商業者もこれがあわせて活用いたしております。中小程度の事業者も事業資金を使つておるわけなんです。国民金融公庫におけ

る零細業者の借り得る金の量も、やはり信用度の高いものから先に借りるので、おそらく国民金融公庫も、中小企業金融公庫、商工中金ほどではないけれども、その面においてもその資金量はおのずから少い。そういうわけでもありますから、やはり全国の零細業者弱きものにより手厚くということであるならば、これは一つ何らかの方途を講じていただかなければ、国民金融公庫も零細金融専門にして、その資金量を三倍、四倍にふやすか、あるいは私が前に指摘いたしましたように、他の両公庫に対してもそれを計画融資をせしめるごとに、それぞれの資金量を準備するか、何らかの策をとるのでなければ、現在のままはうつておいたならば、零細業者の金融というものは現実に行われない。金融政策というものは、零細業者はほとんど首点、死角に置かれて、何らの恩恵を受けるに至りません。どうかこういう問題を御検討願いたいと思います。非常に困難であると言わっておりますが、もとより新しい政策を行なつて大きな政治効果をおさめようとする際においては、その執行の面において困難を作ることは、当然であります。その困難を乗り越えて、零細業者の切なる要望にこたえて、いつもらわなければ、これは四年前官僚政治家の象徴的存在と非難された池田さんと、今日苦勞されて帰ってきた池田さんと、ちつとも変つておりはせぬ。どうかそういう意味で、一つ円熟した池田大蔵行政の真骨頂というものが、ちょびりでもこの際国会を通じて一つ実現されるということを強く希望いたしまして、まだたくさんありますが、時間の関係もあり

○山本委員長 午前の会議はこの程度にとどめまして、暫時休憩いたします。
午後零時五十一分休憩

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村委員 大体予算委員会なんかで論議されることは、なるべくこちらでは省きたい、こう考えておりますが、ごく簡単に一般的なことをお伺いしたいと思います。しかし、それに入る前に、一つ大蔵大臣にお尋ねしますが、昨日株の値が非常に上つておる、最近株界はいさか投機的ではないか、このように受け取れるのですが、大蔵大臣としてどのようにお考えですか。

○池田国務大臣 株のダウ平均がどうかという問題で、行き過ぎじゃないかというお話をございますが、今の経済界の好況から見ましたならば、そう行き過ぎではないんじやないか。実勢力を現わしておるのじやないかと考えております。

なおそれが投機化してはいないかという問題につきまして、これもまた私はつと見まして、そう投機化しておるのでないじやないか。一二の株につきまして、仕手株のような関係の分もあるやう聞いておりますが、全体といましましては、私はそう心配する状況じやないと考えております。

○石村委員 大蔵大臣は投機的でないといふ御判断のようですが、世間一般

の話を聞いてみると、やはり今度の予算を原因とするかしないかは別として、三十二年度は相当インフレ的になるのじゃないかという懸念が強いわけですね。そして、せんだつての予算委員会でも、こうしたことが中心になつて論議せられましたが、大蔵大臣の御答弁では、まだ世間でのインフレになりはしないかという懸念をぬぐって、いよいよほどの理論と申しますか、そうしたものを見くことができないようだときたいと思います。何でも新聞の伝えるところによりますと、大蔵省では、はつきりした資料を出してこの点を打ち消そうとしていらっしゃるかと聞いておりますが、それはそれとしても、大蔵大臣としてのお考えをもう一度述べていただきたいと思います。

機会に出しまして、御心配の方々に御了解を得るよういたしたいというのをやっています。もともとインフレになるのは、物と金とのアンバランスでございます。金の方につきましては、財政の問題と金融の問題で、私が財政演説で申し上げましたように、財政は均衡でございます。従つて、財政面からインフレを起すことはない。しかも均衡であると同時に、その規模が国民経済とマッチしなければなりません。これは物資の関係からでございます。規模からいっても、国民経済に対しまして従来の例と変りない。そうすると、金融面の信用の過当な造出がござりますと、これはインフレになります。金融面においても、やはり健全であらねばならぬ。経済の伸びていくときには、金融面が健全であるために、国民が資金の蓄積に御協力下さらなければいけない。貯蓄の増強をやつていって、金融面が拡大し、均衡する政策をとらなければならぬ。と同時に、財政規模、金融の規模が日本の生産力とマッチしなければいけない。日本の生産力は、御承知の通り非常に伸びてきております。そうして生産力が伸びると同時に、消費が非常に過当であってはいけません。消費性向も今のところ非常にいい。昭和二十七年、八年ごとに比べまして、平均消費性向は非常に順調にたどつていっております。いわゆる所得のふえた場合に、そのふえた金をどういうふうに使っておられるかということを見ましても、われわれが望ましい状況をたどつておるわけであります。生産が伸び、消費がそれ以上出ない、こうすれば、これはまた物資の需給がマッチして、そ

こにインフレの要因はない。しかし日本の特殊の事情といたしまして、原材料の相当大きい部分を外国から輸入してくるという場合に、外国との輸入についての関係はどうかと申しますと、輸入も相当順調にいっておりまして、輸出の原材料なんかのストックも相当ありますし、また先ほど申し上げましたように、今のところ、輸入されたものが消費にうんと向うというふうなことも見られませんので、大体今の状況を持続していき、財政が健全であるとともに、金融も健全であり、そうして生産が伸びていき、消費性向が順調であればインフレは起らない。これは理論からいっても実際からいっても、そういう結論に相なると思うのであります。

とか、あるいは産業界全体が借金をもつて、やしてどんどん物を買う、こういうふうになれば、これは心配であります。そういうことは、インフレにするかしないかということは、財政でなしに、国民の心がまえと私は考えておりをします。インフレで得する人ははない、みんなありますから、国民全体、官民を通じて、これの防止に努めなければなりません。今の状態としてはどうかといふとになりますと、先ほど申し上げた通りでございます。

えは赤字であります。しかし実際面から申しまして、特別会計全体を見回しますと、産業投資特別会計におきましては、別に百五十億円をとつております。しかし、この金が食管へ直ちにく橋はないのであります、見方といましましては、全体としては均衡しておる、こう言えると思うのであります。

○石村委員 今の産投の百五十億ですか、これはその方へ使われるのでしょうか。別の財政資金として出していくわけなんでしょう。食管特別会計の赤字に使われるわけではない。その百五十億の用途というものは当然予想されておる。そうして、食管の赤字に対する穴埋めというものは全然考えられていないということになりますと、やはり食管の赤字は赤字として歴として存在しておる、こういうことになるのではないかと考える。これを、産投でカバーしておるという議論は受け取りにくいのです。

だけで、再来年度に百五十億を用意しておるから、財政規模としては、それだけのものがちゃんと見合つて置いてあるから、食管の赤字が百五十億程度においては、一応資金的には埋め合せがついておるという御趣旨なんですね。

受けによつてやるということ、あるいは市中から応募を受けてやるということで、性質は幾らか違つてくると見ゆうのですが、大蔵大臣は、事業をするならば公債を幾ら出しても一向支障はないのだ、こういう御意見なんですね。

がふえておる。その見合いには、政府
が相当の余裕金を持つておる、その余
裕金をうまく運用しまして、三十一年
度、三十二年度、三十三年度と調整を
とつていくのが、これまた財政の一つ
の考え方でござります。従いまして、
政府の余裕金は食糧証券、あるいは外

が、高率適用の緩和ということもある
いは考えられるかと思うのですが、大臣の御説のようだとすると、高率適用の緩和ということをやることに御賛成ではないかと考えるのですが、どうですか。

○池田國務大臣 大体そういうふうに、今直ちにどうこうする措置をとるうとは思つておりません。

ば、資金は、まだはつきりいたしませんが、百数十億の赤と百五十億のプラスがある、こういうことでござります。
○石村委員 予算総則を見ますと、昨年に比べてことしの政府保証の債務が約二百億ばかりふえておるよう思つのですが、こうしたこととは、一種の公債過丁に同じでござつたのであります。

この光田田島大臣、おのすからそこにござる
限度があるわけでござります。住宅公債
団、あるいは国鉄、電電公社等、その
事業の内容を見まして、また金融界の
情勢を考えまして、適當な公債を出す
ということはよい、いわゆる赤字公債
とは違う、こう申し上げるのであります
す。

益の割合に適用し、また資金運用部においては、郵便貯金の増加、その他政府関係機関の預金の増加した分につきましては、努めて民間に還流する方法をとつておるのであります。年末に八十億円預金部から市中の金融債を引き受け、また今月も二十日ころ百二十億円引き受ける、こういうふうにいたしまして、郵便貯金の増加、その他の政府

しては少し強うござりますが、金融の状況のしわにつきましては、先ほど申し上げました通りでございまして、原因がはつきりわかつております。従いまして、できるだけの措置はいたしております。将来の問題として、高率適用をどうするかというふうなことは、一応日本銀行の総裁が考え

○池田國務大臣 私は、実行予算を組むことを考えておりません。
○石村委員 大へん楽観的な御意見
記者を見たのですが、そういうことに
対する大蔵大臣のお考えはいかがで
しょうか。

がでしようか。
度ふえておる、こういうことに見られるのではないかと思うのですが、いか
府の直接の公債ではありませんが、政
府保証によつていろいろ東北開発と
か、北海道東北開発公庫、そういうよ
うなものに政府保証の債券を出させる
ということは、公債の発行が二百億程

○石林委員 今度八百億からの政府保証公債を発行せられるということは、金融情勢から見て一向支障がないといふ御意見のように承わったのですが、現在の金融界は、かなり逼迫しておるといわれております。日本銀行の貸し出しも、ことしは、昨日ですか、約三千億になつておる。昨年に比べれば非常に膨大にふえておるわけですが、こ

して、調査をしていくのであります。日本銀行の貸し出しの増加した原因がそこにあるのでござりますから、私は、これは一時のあやと考えまして、心配いたしておりません。ただ、三十一年におきまして、相当民間投資があえておりました。その民間投資があえて参りましたので、今後の問題といたしましては、野放図に、思うがままに設備投

るべきことと/orして、また日本銀行總裁からそういうふうな話も聞いたことはございません。私は、今直ちにどうこういう措置はとする必要はないのではないかと思つております。

で、これをいや、それなどここは間違つておるといってみてもしようがないと思うのですが、アメリカの景気の動きというものが、日本に及ぼす影響はやはり大きいと思うのです。最近アメリカの株界も大暴落を続けておるようですが、またもとのフレーザー大統領が、あの大恐慌時代の徵候と同じ徵候が現われておるというようなことも

○池田国務大臣 この赤字公債という問題は、私の知るところでは、一般会計の問題と心得ております。事業会計におきまして事業資金のために出し出す公債は、赤字公債とはいえないのじやないか、事業をしていくうちにおきまして、借入金等は事業本来の関係からくるものでございまして、私は赤字とは考えておりません。

○石村委員 赤字という言葉に拘泥すれば、そういうことになると思うのですが、事業をするならば、公債をどんどん発行してやっても一向差しつかえないという御議論なんですね。もちろんその公債の発行の仕方が、日銀の引

ういう金融情勢を、大藏大臣は正常なもの、日本銀行の貸し出しがどんどんふえていつても一向支障がない金融情勢だ、こういう御判断ですか。

○池田國務大臣 昨年の同期に比べまして、お話の通り日本銀行の貸し出しは、一昨日で千八百億円ばかりになつております。昨年から比べますと、千数百億円ふえております。しかし、これは昭和三十年度の政府・民間の収支におきまして、二千七百億円近い散超であつたのであります。それが自然増収その他の関係で、相当引き揚げ超過になるのであります。そういう一時的の関係が出来まして、日本銀行の貸し出し

資その他をやらずに、やはりこの前申
し上げましたように、金融の健全性を
考えまして、預金の増加の範囲内にお
いて、重点的に設備投資をやっていく
ということが必要であるということを
考えておるのでござります。この意味
におきまして、財政演説におきまして
も、金融の健全性を主張した次第でござ
います。

問題ではなくて、現在どうするかといふことが問題だと思う。ずっと先になつて、こういう状態がなくなつてからでは、高率適用の緩和とかなんとかいう問題は起らないと思う。現在の問題として考えらるべきことだと私は考えますが、いわゆる日本銀行総裁が考えることかもしれません、大蔵省としては、日銀の政策委員会に代表を送つていらっしゃるわけですから、現在の問題としてはどうお考えか、現在は全然そんなことはやる必要はない、これは一時のあやだから、そのうち財政資金の民間還流その他で、ごく近いうちに解決のつく問題だ、こういうよ

○池田国務大臣 指摘しておると聞いておりますが、大蔵大臣としては、アメリカの景気をどのように考へていらっしゃるのですか。

○石村委員 なかなか株の話がよく出るようですが、一二、三日前に、アメリカの株はある程度下りました。下りましたが、アメリカ景気の全体の動きとしては、私は今の景気を続けるものと考えております。財政演説で申し上げた通りであります。

○石村委員 これは、結果において見るよりはかしょうがないと思います。大蔵大臣は、アメリカの景気にしろ、日本の景気にしろ非常に楽観していくら

しゃると思うのです。今度の予算で問題になるのは、一方で、やはり金融界が、こうした財政規模に応じて果してやれるかやれぬかということが問題になつているのだと思うのです。財政の方は、なるほど大蔵大臣は均衡予算だ、こうおっしゃるが、経済全体として、金融が果してこれに応じて措置がとれるかとれぬか、大蔵大臣は、一時的な問題で心配することはない、こういうことです。が、日本銀行総裁もすでに案じておるようと思われるし、一般の者も、インフレになるのではないかという懸念を持つておるわけなんですよ。大蔵大臣のその楽観論を一般に納得させるような、一つ資料なり見通しなりをはつきり出して、だくことを要望しまして、私はやめます。

し、一兆円以上、十二月末までに一兆八百億円の資本の蓄積が行わっております。私は、これを続けて、ただくと同時に、蓄積せられた資金を、健全な歩みによって、そして日本の経済を拡大してもらわなければならぬ、こういうことを願っているのであります。決して楽觀というわけではございません。日夜日本の経済の拡大に心を痛めているということを申し上げておきたいたいと思います。

小企業の金融について論ぜられたわけですが、論じ残された点について、若干伺いたいと思います。中小企業の金融の問題は、一つには利子の引き下げであり、もう一つは資金量の増大である、このことが言われたわけです。が、これを一体どういう形で増大するか。中小企業金融公庫とか、あるいは国民金融公庫とか、こういう政府機関によって増大する道と、それからもう一つには、民間の信用金庫、あるいは相互銀行等の内容を充実して、これによるところの金融対策をはかるかという方法があらうと思うのです。しかもまた中小企業金融には、もう一つの面としては、金融全般の体系としても、高金利を撲滅しなければならぬ、やみ金利を撲滅しなくちやらぬ、こういう点があるわけであつて、これにに対する相銀、信金の役割といふものは、きわめて大事なものを持つておる。このために、六年前に池田さんが大臣のときに、信金あるいは相銀をそれぞれ昇格をさせた、こういうふうに承わつておるのであるが、これに対するところの御見解を一つ承わりたい。

では、従来相当な発展ぶりを遂げて参りました。この発展を持続いたしましてには、何と申しましても、相互銀行あるいは信用金庫に対する信用を向上させることができます。案ができましたら、皆様方にお詣りいたしまして、民間金融機関の中大小企業方面への資金の増大と金利の低下のための、いわゆる預金の保護制度を強化していただきたいという気持をもつて進んでおります。

○横錢委員 池田さんが大臣のときには昇格させた信金並びに相銀についての見解を承わったわけですが、まさにこういう民間の金融機関が資金量を増大する、健全な経営をして信用を高めていく、こういうことは非常に大事なことなんだとと思うのですが、ただこれに対して、単にそれを作ったままで、自然にこの信用を付与していく、あるいはまた資金量をふやしていくといふことも無理ではなかろうかと思うのです。この六年間ににおける政府のこれに對するあり方というものは、指導と監督のみであって、育成と援助の政策はほとんどられていないかったのではないか、このために常磐とか第一とか、若干の蹉跌を来たすものもできたわけではありませんが、これらが事前にもう少し適当な措置をとられておったなら、こういうこともあるいは起らずに済んだのではないか、こう思うわけであります。従つて、今日これを見ると、信金も相銀もそれぞれ昇格をしてきたけれども、金融制度の全般から見て見た場合には、やはり非常にはなはだ向

しい差別待遇を受けておったということがあります。この点から見ると、今日は日銀というものは、金融機関の中央銀行でなければならぬわけであるが、これは、一般銀行に対しても中央銀行であつて、せっかく昇格させたところの相銀や信金にとっては、間接的な存在である。直接これらとの取引の窓が開かれていません。相銀にしましても、そのごく一部の点については、国庫代理店、あるいは日銀の取引面が開かれておるが、まだまだ全般的にはかたく窓を閉じて開こうとしている、こういうことは、信用の向上とか、あるいはまた資金量の増大とか、こういうふうな面にも障害となつておる。この障害を六年もたつた今日においては打破していくべき時期ではないか、こういうふうに考えますが、この点、大臣の見解を承わりたい。

設けましたのは、私が前に大蔵大臣をしたときでございましたが、その当時も、資金量におきまして数百億円持つたのであります。その後だんだん無関係がございますので、もし日銀から万一般銀行の一部につきまして関係を持たすことありいたしましても、その順序あるいは時期等につきまして、よほど考慮をめぐらさなければならぬのではないか、こういう点がありますので、お話しの点は、私も昔考えたことがあります。が、今直ちにどうこうするという結論は出しておりません。

○横錢委員 相互銀行の中にも、すでに預金量は百億をはるかにこえておつて、地方銀行のそれに比較して遜色ないどころか、はるかにまさつておるというところもたくさん出てきておる。にもかかわらず、まだこの上に相互といふ名がつくだけでもって、何らかこれは別個の金融機関、毛並みのいい金融機関ではないといふような妙な考え方があるて、この考え方が一貫をして、日銀の取引を拒む、あるいは国庫の蔵入代理店を行うことを拒んでおる。これは一体どういうふうに響いてくるかと、やはりこの相銀は、まだ一般の銀行までは昇格していないのだ、まだ信用度が非常に薄いのだ、こういうふうな印象を全部のものに与えていると思うのであります。従つて、こういうような制度が今日なおとられておるということは、信金や相銀が

ここまで年令を経、あるいはまた内閣を充実させてきたにもかかわらず、まだこうされどおるということは、ふつて落ちない。従つて、この辺のところでは、全面的に検討を加えられて、逐次内容の向上したものからでも代理店あるのは取引、こういうふうなものを展開すべきだと思うのであります。これを行ななかつたならば、今日の中小企業全融の中に占める相銀と信金との価値を不當に低くしか見ていない、ということがいえると思うのであります。それからまた同時に、わが国の金融制度の中においては、やみ金融と高金利とを撲滅できるものは、私は一般的の銀行でもない、あるいはまた郵便局でもない、まさに相銀と信金とが四つに組んで、やみ金融を撲滅する段階にあると思う。従つてこれに信用を付与させ、これに資金量を増大させる、こういうふうな援助助成の策をとつてこそ、初めてこれらの人々を撲滅する道ができるのだと思ふうに考えておるのであります。大臣の見解を伺つておきたい。

で、あれこれ考えまして、今直ちにどういうわけにはいきません、もしお話しのよう、日本銀行と取引を始めるということになれば、先ほど申し上げましたように、スケジュールと申しますか、時期と方法等につきまして十分検討し、また庶民金融機関としての本来の性質を忘れないようにしていかなければいけないと思うのであります。なお、私は相互銀行、あるいは信用金庫の問題につきまして、預金保障の基金制度について考慮を払いますと同時に、今後この二つの金融機関につきましての経営について監督を強化して、信用を高めていこうという考え方を持っています。全体といたしまして、信用を高める方法につきましては、十分考慮し、努力しておるつもりでございます。

大蔵政務次官足立篤郎君
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一項を改正する法律案
次提案理由の説明を聴取いたします。
改正する法律
食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。
第四条ノ二中「三千五百億円」を「四千四百億円」に改める。
附 則
この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を次のように改める。
第七条 削除
附則第九項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十日」に、「昭和二十九年度分、昭和三十年度分及び昭和三十一年度分」を「昭和二十九年度分から昭和三十二年度分まで」に改める。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。
第三十六条中「昭和二十一年度、昭和三十年度及び昭和三十一年度」を「昭和二十九年度から昭和三十二年度までの間」に改める。

次提案理由の説明を聴取いたします。
大蔵政務次官足立篤郎君。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改 三二、一六三

〔食糧管理監査局公認法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。〕

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

補助金等の臨時特例等に関する法

律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関するもの

法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)

の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第九項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三

十一日」に、「昭和二十九年度分、昭和三十年度分及び昭和三十一年度

「分」を「昭和二十九年度分から昭和三十二年度分まで」に改める。

1 附 則

この法律は、公布の日から施行

2 地方財政法（昭和二十三年法建する。）

（第百九号）の一部を次のように改まる。

第三十六条中「昭和二十九年度、
昭和三十一年度、昭和三十二年度」

昭和三十年度及び昭和三十一年度を「昭和二十九年度から昭和三十二年まで」

年度までの間」に改める。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律

年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「資金の貸付」を「貸付」に改め、同条第二項中「及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三条の二に規定する資金(以下「資金」という。)から受入金」に改める。

第三条中「並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三条の二に規定する資金(以下「資金」という。)から受入金」に改める。

第三条中「並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(資金)

第三条の二 この会計においては、原般会計からの資金への繰入金に改め、同条の次に次の三条を加える。

(資金)

第三条の二 この会計においては、原般会計からの繰入金並びに一般会計からの資金への繰入金に改め、同条の次に次の三条を加える。

(資金)

第三条の三 資金の受払は、大藏大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

(資金の運用及び運用利益金の処理)

第三条の四 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を

生じたときは、当該利益金は、資金に編入するものとする。第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に「資金からの受入金」を加える。

附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 政府は、昭和三十一年度において、一般会計から三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(附則)

この法律は、公法の日から施行する。

(附則)

この法律は、公布の日から施行する。

(附則)

この法律は、公法の日から施行する。

(附則)

(課税標準及び税率)

第三条 とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

附則

この法律は、公法の日から施行する。

(課税物件)

この法律は、公法の日から施行する。

(課税義務者)

指定して、納税の告知をしなければならない。

(非課税)

第七条 外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。に課さない。ただし、第一号又は第二号に規定する理由により入港した場合(これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。)に課さない。

トントン数を課税標準とし、次の各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

附則

この法律は、公法の日から施行する。

(課税義務者)

この法律は、公法の日から施行する。

規定による積量の測度をしなければならない場合において、その開港でこれをすることが困難であるとき、その他やむを得ない理由により、とん税を納付すべき外国貿易船がその納付前に出港しようとするときは、税関長の承認を受けなければならない。

第八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。に課さない。ただし、第一号又は第二号に規定する理由により入港した場合(これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。)に課さない。

トントン数を課税標準とし、次の各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

附則

この法律は、公法の日から施行する。

(課税義務者)

規定期による積量の測度をしなければならない場合において、その開港でこれをすることが困難であるとき、その他やむを得ない理由により、とん税を納付すべき外国貿易船がその納付前に出港しようとするときは、税関長の承認を受けなければならない。

第九条 とん税の課税標準を決定するため外國貿易船について前条の

規定による積量の測度をしなければならない。

第十一条 とん税の徴収法(明治三十年法律第二十一条ノ六を除く。)と読み替えるものとする。

「国税徴収法(同法第三十一条ノ二から第三十二条ノ四まで及び第三十三条ノ六を除く。)の例」と読み替えるものとする。

供しなければならない。

二 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

附則

この法律は、公法の日から施行する。

(課税義務者)

西であります。が、昭和三十二年度予算の編成に当たりましても、この建前から各種補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置につきましては、国立公園法に基く補助金に関するものを除くほか、昭和三十二年度においてもなお引き続き同様の措置を講ずることが妥当であると考えられますので、今回、右特例法につき、国立公園法に基く補助金に関する規定を削除いたしますとともに、その有効期限を昭和三十三年三月三十日まで延長いたしますため、この法律案を提出した次第であります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

産業投資特別会計の産業投資の財源は、御承知のように、貸付金の回収資金、及び利子、余裕金の運用利益金、特定物資納金付処理特別会計からの受入金、前年度の歳計剩余等をもってこれに充てることになります。しかしながら、これらの財源はきわめて弾力性の乏しいものでありますので、今後、これらの財源のみをもって投資の需要を充足して参りますときは、将来において経済の情勢に応じた適時適切な投資を行う上に、財源の不足が見込まれることもあるわけであります。従いまして、このような場合に備えまして、この財源の不足を補てんするための補てん資金をあらかじめ財政的事情が許す時期において準備しておき、この資金をもつて将来そのつどの財政事情にとらわれるることなく、産業投資財源の不足を見た場合、これを彈力的に補うことをとすることが、財政経済の調整を推進する考え方からいたしましてきわめで必要かつ適当であると認められま

画であります。が、昭和三十二年度予算の編成に当たりまして、この建前から各種補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置につきましては、国立公園法に基く補助金に関するものを除くほか、昭和三十二年度においてもなお引き続き同様の措置を講ずることが妥当であると考えられますので、今回、右特例法につき、国立公園法に基く補助金に関する規定を削除いたしますとともに、その有効期限を昭和三十三年三月三十日まで延長いたしますため、この法律案を提出した次第であります。

相当の自
りますの
百億円を
て右の姿
ましたよ
といたし
の一帯を
た次第で
次に、

自然増収のため、補助金に充て、この法を改正するのであります。

正予算を年度におきが見込まれ資特別会當し、さる法律案に産業投す。

おきましては
よれる実情で
ともちまして
云計に繰りこ
きに申し
安に備える
資特別会計
本を提出いた

は い 一 り ま て 税 に る

、別途考
るのではな
く、昭和三
億七千五
次に、船

二十四円に及ぶ
税の納税義務を負ふ
等につきまつて
金庫を行ふ
あります。

税率の引き上げることと、納務者、税金の増収が見えておりま

る」ととも
期、非情に応じ
しておき
上げによ
して、約
込まれて

が、はいてけるとの置につりまつりにつります。

おそらく
法案を出
給与所得
不均衡、
間の不均
よる不均
て、これ
すが、少
いては、
なって、

大蔵省も
出されて
得者とそ
第二番
均衡、第
多くとも
かなり
その上

も、この不
おると想
れ以外と
目は、注
三番目は
の三つの
に大きな
第一と第
精細な資
に立つて

この間に、法人と個人は問題では、特別な不均衡が問題で、法規が不公平に思ふ。第二の問題は、資料をお読みください。

○原りまをお取扱うのところおおきな業者とし貸借業者三ば三當業者とし

一千円と
本に対し
て算定す
る上昇を
のか、
か、企業
きるか、
願いし
ます。

した場合
てどうい
をされて
必要とし
必要とす
菜の中では
という点
たいと思

に、そし
う影響を
おるか

それが自動
をもたら
つまり
算になつ
になつて
けこれが
として提
以上で

車す運ておて吸出あし

す。昭和三十一年度におきましては、相当の自然増収が見込まれる実情にありますので、補正予算をもちらりと百億円を産業投資特別会計に繰りまして右の資金に充当し、さきに申しましたような将来の必要に備えることをいたし、ここに産業投資特別会計の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を申ししますと、改正の第一点は、この会計に生じ申上げました資金を設けることとし、び昭和三十一年度において一般会計から三百億円をこの資金に繰り入れると、第二点は、右の資金の経理は、金の設置の目的から歳入歳出外として整理し、投資を行う際、これを投資部門の歳入歳出に計上することとしたと、第三点は、この資金は投資に供しないときは、資金運用部に預託して運用し、その利子は資金に組み入れることとしたことであります。以上はかかる規定の整備について所要の改正を行うこととしております。

最後に、とん税法案及び特別とん税法案につきまして御説明申し上げます。

これらの法律案は、今次の税制改正一環として、従来のとん税の税率を引き上げるとともに、別に法律で定めることによりて市町村等に財源を確保するため、外国貿易船の開港へのものについて、新たに特別とん税を課すことを目的とするものであります。

以下、改正の内容について簡単に説明申し上げます。

まず、とん税法案におきましては、諸外国の例等にも顧みまして、その税率を現行の純トン数一トンまで、五円を八円に、一年分を一時に納付

場合は二十四円に引き上げるとともに、とん税の納稅義務者、納期、非課税の範囲等につきまして、実情に応じて規定の整備を行うこととしております。このとん税の税率の引き上げにより、昭和三十二年度におきまして、約一億七千万円程度の增收が見込まれているのであります。

次に、特別とん税法案におきましては、別途考慮されております外航船舶の開港料の固定資産税の引下げ措置とも関連いたしまして、開港所在の市町村等に財源を譲与するため、外國貿易船の開港への入港につきまして、その純トン数一トンまでごとに十円、一年分を一時に納付する場合は三十円の特別とん税を課することとするとともに、特別とん税は、税関がとん税を徵収する際にあわせて徵収することとし、その納稅義務者、納期、非課税の範囲等については、とん税の場合と同様としております。この特別とん税の創設による収入といたしましては、昭和三十二年度において約五億八千万円程度が見込まれておりますが、これは別途法律で定めるところによりまして、開港所在の市町村等に譲与することになつております。

以上が食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外四法律案を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願ひいたします。

○横山委員 政府側に資料を要求しておきたいと思います。この間大蔵大臣に御質問いたしましたときに、大蔵大臣の主たる要點が公平ということであります。今度の答申の中では、強く不均衡をうたつておるもののが三点あります

が、おそらく大蔵省も、この不公平に置いて法案を出されるとと思う。第三番目は、特別置による不均衡、第三番目は、法人と個人による不均衡、この三つの不均衡について、これは非常に大きな問題であります。少くとも第一と第二の問題については、かなり精細な資料をおきになつて、その上に立つて法案がおきておることと存じます。従つて、第三については口でわかるのであります。が、第一と第三について、一つ不均衡の実態について、資料の提出をお願いいたしたいと思ひます。

第二番目の要求は、脱税、滞納の状況であります。昨日も質問をいたしましたところ、調査検察事務について必要な経費が少くなつておるといふについては、別な角度から答弁がございましたが、最近の検察事案の件数、税額、脱税の傾向、それから滞納発の税目ごとにどんな傾向があるか、滞納の状況等、脱税、滞納の最近の実態について資料をお願いいたしたいと思います。

第三番目は、ガソリン税についてであります。まだ法案が出てはおりませんけれども、非常にこれは論争の焦点になりますから、ガソリン税について、第一に道路整備に要する費用の歴年の総額並びにその内容おいて、ガソリン税その他の内訳、それをお願いたしたい。それから第三番目のガソリン税関係としては、伝聞だそうであります。軽油税については、三千円、これは確定かどうかは存じませんが、たとえば六千五百円たと

由については、これで終りまして、これら五法律案に対する質疑は、後日に譲ることいたしたいと思います。

本日はこの程度にとどめ、次会は明後十五日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会